

## 複数の要支援者がいる世帯に提供される従来型訪問サービス（生活支援）の算定について

同一世帯内において複数の利用者に対し従来型訪問サービス（生活支援に限る）を提供する際の算定方法について見直しを行いました。

つきましては、下記のとおりとしますのでご承知おきください。

なお、要介護者を含む世帯に提供される生活支援についてはこの限りではありません。利用時間を按分しての利用（下記2、3を参照）は出来ませんので、ご注意ください。

便宜上、対象を夫婦、1回あたり45分と想定する。

### 1. 1回/週の同日訪問の場合（計90分の利用）

【見かけは1回/週、請求も各々1回（45分）/週】 (分)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
夫			1 (45)				
妻			1 (45)				

- ① 通所サービスの利用、3回/週の透析、受診等によりサービスを利用できる曜日が限られている場合。
- ② 買い物の同行と掃除など、長時間の利用が想定される場合。

⇒請求上（利用票）・見かけの訪問回数ともに1回のため、説明しやすく理解もしやすい。

この利用方法が基本形となります。

ただし、サービス提供時に2人とも家に滞在していなければならないことから、利用者の同意を得られないケースがあります。その際には下記の対応となりますが、利用時間が短くても生活に支障が生じない場合には、本当にサービスが必要なのか改めてアセスメントを行うようにしてください。

- 利用時間を短縮して利用する ※必要とする時間はアセスメントにより判断すること。
- 2、3の方法を検討する

また、長時間の利用希望かつ提供時間内に一方の利用者は外出をしたいという場合にも同様にサービスの必要性を検討してください。

### 2. 2回/週の訪問の場合（45分をふたりで使う場合）

【見かけは2回/週、請求は各々1回（45分）/週】 (分)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
夫		(25分)			(20分)		
妻		(20分)			(25分)		



夫の請求



妻の請求

⇒請求上（利用票）は火曜は夫の請求分として、金曜日は妻の請求分として計上する。

### 3. 1回/隔週の訪問の場合

【見かけは1回/週、2週の利用で25分+20分（夫・妻）＝各々計45分/2週】（分）

1・3週目	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
夫		(25分)					
妻		(20分)					

+

2・4週目	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
夫		(20分)					
妻		(25分)					

↓

各々1回分/2週の請求

⇒請求上（利用票）は夫に1・3週目、妻に2・4週目を計上し、実際は按分して利用する。

※このパターンは、実質一人当たり1回/2週の利用であるのに対し、1回/週の利用と同額（月額報酬）が発生するため利用者の不利益とならないよう説明し同意を得ること。

#### サービス利用にあたって

- ◇ 訪問サービス利用日は、各々のケアプランに支援内容を記載すること。  
（利用票は請求の都合上、どちらか一方の利用として扱うが、ケアプランに関しては双方に記載。）
- ◇ 1の場合、利用票上、夫婦が同一時間帯に訪問サービスを利用していることにならないよう、利用票の訪問時刻の設定、時間の振り分けに留意すること。
- ◇ 訪問サービス利用中は共に在宅していること。また、安否確認の意味合いが含まれるため、サービス実施記録に双方の記録を残すこと。（算定する側の記録用紙にまとめて記載しても構わない。）
- ◇ 算定方法にこだわらず、生活実態に基づいた適切なサービス利用方法を採用すること。
- ◇ これらの算定方法については、夫婦で共に生活支援のための訪問サービスを利用する際の算定方法であり、身体的な支援を必要とする場合は、必要とする個人がサービスを受けられるようにケアプランを作成すること。

#### その他

- ◇ 判断に迷うケースは、時間に余裕をもってご相談ください。
- ◇ 相談内容について、質問事項を整理し、ホームページに掲載されている問い合わせ方法に則りご提出ください。（ページID：1567）
- ◇ 令和8年5月時点での見解です。予告なく内容を変更する場合があります。

#### 問い合わせ先

- ◇ 利用者の居住地域を管轄する地域包括支援センターへご相談ください。
  - ・0561-55-0654（尾張旭市地域包括支援センター）
  - ・0561-56-4020（尾張旭市地域包括支援センターサンヴェール尾張旭）

担当 尾張旭市長寿課長寿支援係  
電話 0561-76-8138